

● 雇用保険法施行規則

(法第 61 条の 8 第 1 項の休業)

第 101 条の 31 出生時育児休業給付金は、被保険者が次の各号のいずれにも該当する休業

(法第 61 条の 8 第 2 項第二号)に規定する合算して得た日数のうち公共職業安定所長が就業をしていると認める日数が **10 日**(当該合算して得た日数が 28 日に満たない場合は、10 日に当該合算して得た日数を 28 日で除して得た率を乗じて得た日数(1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数。))。その日数を超える場合にあっては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が **80 時間**(当該合算して得た日数が 28 日に満たない場合は、80 時間に当該率を乗じて得た時間数) **以下であるものに限る。**)をした場合に、支給する。

● 雇用保険法

(出生時育児休業給付金)

第 61 条の 8

第 1 項 省略

2 被保険者が出生時育児休業についてこの章の定めるところにより出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する出生時育児休業をしたときは、前項の規定にかかわらず、出生時育児休業給付金は、支給しない。

一 省略

二 同一の子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が 28 日に達した日後の出生時育児休業